二、朝日新聞熊本販売㈱に対する件

平成一〇年（排）第二号

排除命令

熊本市湖東三丁目一番二一号
朝日新聞熊本販売株式会社
右代表者　代表取締役　素根壽行

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　朝日新聞熊本販売株式会社は、同社が、平成九年七月から同年一二月までの間に、熊本市の津浦町、壺川一丁目、同二丁目、東子飼町、西子飼町、薬園町、妙体寺町、坪井一丁目から六丁目まで、内坪井町、北千反畑町、南千反畑町、千葉城町、古京町、草葉町、上通町、城東町、二の丸、宮内及び水道町の地域において、朝日新聞を購読する者に対して、景品類として沸騰ポット、スティック型クリーナー、電気鍋、コーヒーメーカー等の物品を提供し、同新聞の購読の勧誘を行ったことが、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三九年公正取引委員会告示第一五号）第一項の規定に違反したものである旨及び今後このような行為を再び行わない旨を、速やかに公示しなければならない。この公示方法に

ついては、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、新聞を購読する者に対して、景品類（「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものを除く。）を提供してはならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　1　朝日新聞熊本販売株式会社は、肩書地に本店を置き、日刊新聞の販売業を営む事業者であって、熊本市内に朝日新聞サービスアンカー熊本坪井と称する営業所（以下「坪井販売所」という。）のほか四営業所を置いている。

2　朝日新聞熊本販売株式会社は、坪井販売所を通じ、熊本市の津浦町、壺川一丁目、同二丁目、東子飼町、西子飼町、薬園町、妙体寺町、坪井一丁目から六丁目まで、内坪井町、北千反畑町、南千反畑町、千葉城町、古京町、草葉町、上通町、城東町、二の丸、宮内及び水道町の地域（以下「熊本市坪井周辺地域」という。）において、朝日新聞を販売している。

二　朝日新聞熊本販売株式会社は、平成九年七月から同年一二月までの間に、熊本市坪井周辺地域において、従業員が家庭を訪問する方法により、又はいわゆる新聞の拡張員（新聞販売業者の依頼を受けて新聞購読の勧誘をする者）をして家庭を訪問させ、例えば、二四か月間朝日新聞を購読する者に対して沸騰ポット、スティック型クリーナー、電気鍋、コーヒーメーカー等の物品を提供し、同新聞の購読を勧誘を行っている。

三　新聞販売業者が新聞を購読する者に対して提供することのできる景品類は、「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものに限定されているところ、前記二の景品類の提供は、いずれもこの限度内のものとは認められないものである。

法令の適用

前記事実によれば、朝日新聞熊本販売株式会社の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成一〇年一月三〇日

公正取引委員会

委員長　根來泰周

委員　植松敏

委員　柴田章平

委員　糸田省吾

委員　黒河内久美